

資料2

「地域福祉推進委員活動検討会議の報告」

【報告】

広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課 地域福祉係

地域福祉推進委員 活動検討会議の報告 について



令和7年2月5日 広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課地域福祉係

地域福祉推進委員について①

平成元年度から広島市域の全地区社協に1名ずつ設置

設置目的

地区内の各種福祉団体との連絡・調整、
区社協と地区社協との連絡・調整等を行い、
地域福祉活動の円滑な推進を図ることを目
的として、地区社協に地域福祉推進委員を
設置する。

(地域福祉推進委員設置要綱の目的から)



地域福祉推進委員について②

3つの役割

1

発見

(みつける)

見守り活動、地域の様々な行事への参加等を通じ、地域の変化や困りごと、共有すべきことの発見に努める。

2

連携

(つなぐ・つながる)

地域、区社協、専門職など区内の人をはじめ、地区外の関係団体とも連携を図り、課題を共有し、解決を図る。

3

提案

(ひろめる)

地域に必要な情報を住民に知らせる。地域課題の解決方法等を具体化し、提案する。

(地域福祉推進委員設置要綱の役割から)

地域福祉推進委員設置の経緯

(市社協職員のメモより抜粋 (一部編集))

- 福祉のまちづくり事業（平成元年度）の開始以前では、地区社協の活動の中での福祉事業の比率は全体的に高いものではなく、単発行事も少なくなかった。
- そうした中で、市社協は**福祉のまちづくり事業の活動を推進していくため、地区社協の中に「福祉のまちづくり事業の推進・調整役」「区社協と地区社協の調整役」を担う方として、地域福祉推進委員の設置**を行うこととなった。
- 地域福祉推進委員の設置により、**地区社協会長に集中していた様々な役割の一つである地区社協の福祉活動推進部分の担い手・調整役や、福祉のまちづくり事業の開始により申請・報告等の事務も増加したことから、事務局長的な役割**を期待した区社協・地区社協も大半であった。

設置時の思惑として・・・

会長の負担軽減

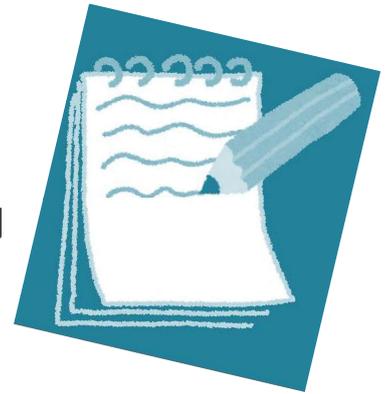
+

福祉のまちづくり
事業の事務方

につながることへの
期待もあった

就任（設置）状況

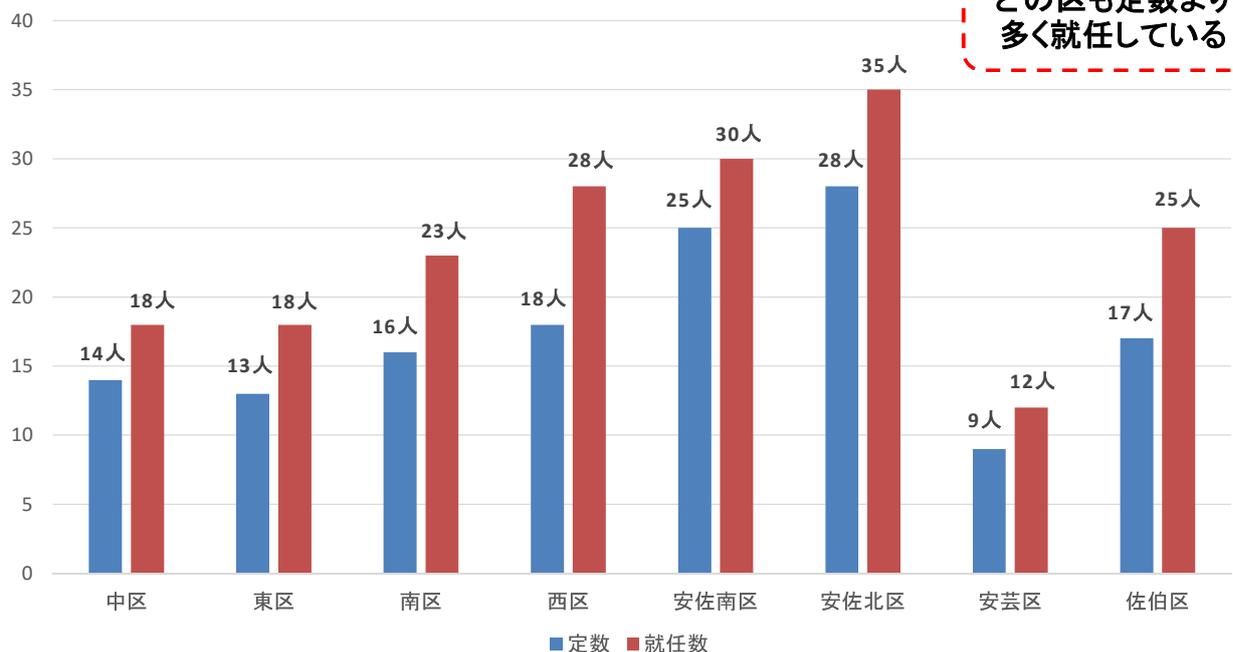
- 人数・・・189人（令和6年3月末時点）
- 年齢・・・平均70.0歳
- 地区社協や地域での活動期間・・・平均12年7か月
- 地域福祉推進委員就任期間・・・平均5年2か月
- 就労状況・・・就労している割合38.5%
- 地域福祉推進委員以外の役職・・・他の役職と兼務している割合81.6%



（令和5年度 地域福祉推進委員活動状況調査結果から）

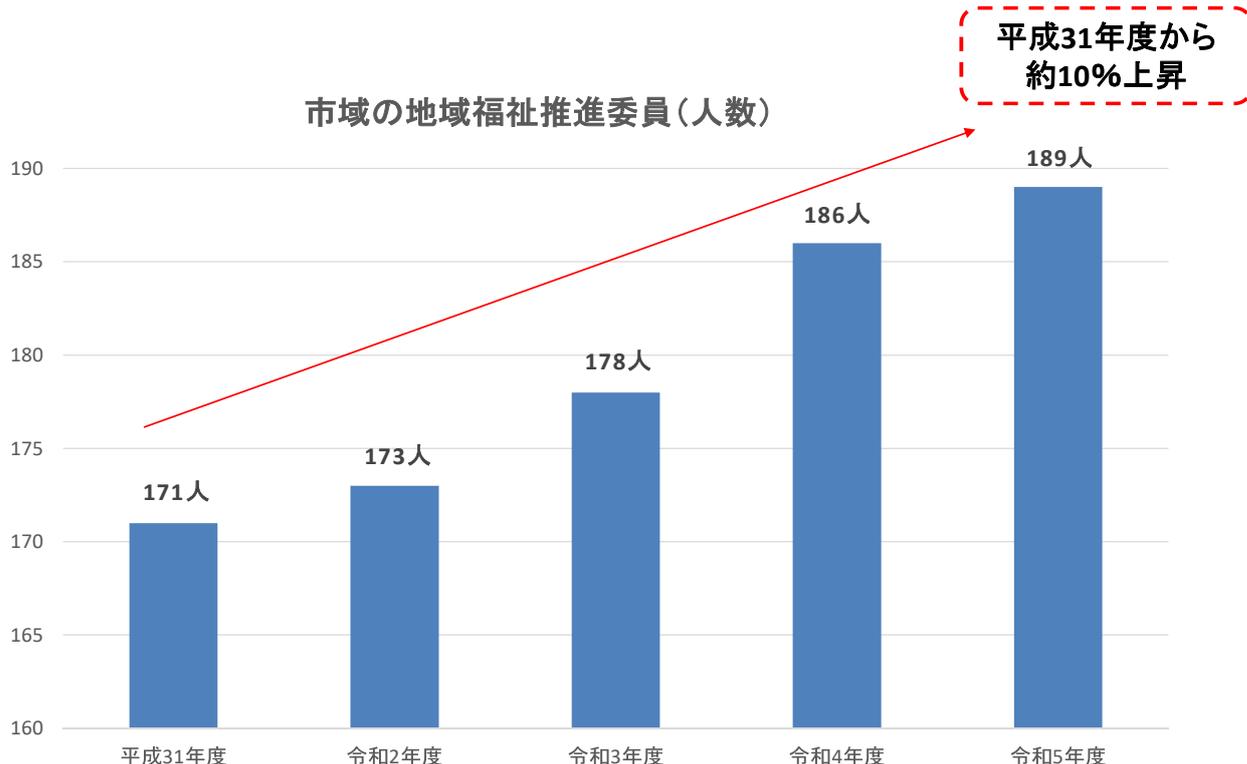
就任（設置）数（区別）

令和5年度 区別の地域福祉推進委員（人数）



どの区も定数より多く就任している

就任（設置）数の推移（市域）



活動上の課題

地域福祉推進委員の就任（設置）数が増加している一方で課題も・・・

地域福祉推進委員の役割や活動が不明確

地域福祉推進委員として認識されていない

地区内での役割や位置づけが分かりづらい

後任（担い手）がない

他の役職と兼務していて多忙である

（令和5年度 地域福祉推進委員活動状況調査結果から）

活動上の課題に対する対応（平成15年）

平成15年に地区社協モデル規約を市社協が作成

背景

平成13年度に実施の「地区社協現況調査・地域福祉推進委員活動状況調査」において、事務局体制の整備や地域福祉推進委員の位置づけの曖昧さ等、具体的な改善の提案があったこと、時代に即した地区社協組織運営を図るため、モデル規約を地区社協へ示すこととなった。

平成15年モデル規約の地域福祉推進委員に関する記述

第14条 福祉のまちづくりを推進するため、〇〇区社協地域福祉推進委員設置事業実施要領準則に基づき、地域福祉推進委員（以下「推進委員」という）を置き、次の任務を行う。

- 1 福祉のまちづくり総合推進事業の企画・調整
- 2 地（学）区内福祉関係団体との連絡調整
- 3 地区民生委員協議会との連絡調整
- 4 福祉のまちづくり総合推進事業に関する区社協との連絡調整
- 5 その他、地域福祉活動に関すること

第14条の規定とともに、地域福祉推進委員を「是非、役員に位置付けてほしいものです。」と解説を加えている。

活動をしやすいするために必要なこと

地域福祉推進委員174名の回答結果 ※複数回答

- **1位 地区社協内での役割や位置づけの明確化 (54.6%)**
- **2位 地区内における認知度の向上 (54.0%)**
- **3位 専任として活動するための人材確保 (41.4%)**

「地区社協内での役割や位置づけの明確化」については、これまでの調査においても課題に関する設問の回答上位にランクインしており、課題として残り続けている。

（令和5年度 地域福祉推進委員活動状況調査結果から）

地域福祉推進委員活動検討会議の目的

開催目的

- 地域福祉推進委員設置事業開始（平成元年）から令和5年度で35年を迎えるが、現況調査の結果から、「**地域の中で地域福祉推進委員（以下「推進委員」という。）として認識されていない**」、「**地区社協内での役割や位置づけが明確化されていない**」ことなどが課題として判明している。
- このような課題があることを踏まえ、**推進委員の役割や活動について、推進委員と社協職員が一緒になって検討を行い、今後の推進委員の活動等についての方向性を示していくことで、推進委員活動の円滑化、活性化を図ることを目的**として、検討会議を開催する。

地域福祉推進委員活動検討会議の概要

●構成メンバー

- ・地域福祉推進委員 15名（原則各区2名）
※過去に地域福祉推進委員の経験がある方も含む
- ・区社協職員 8名（各区1名）
- ・ファシリテーター 1名（公益財団法人 中国地域創造研究センター）
- ・市社協職員

●開催回数（全3回）

- | | | | |
|------|-----------|---------|---------------|
| 第1回： | 11月 1日（金） | 10時～12時 | 市総合福祉センター |
| 第2回： | 12月23日（月） | 14時～16時 | 市総合福祉センター |
| 第3回： | 2月20日（木） | 10時～12時 | 市総合福祉センター（予定） |

地域福祉推進委員活動検討会議の検討内容

① 第1回（R6.11.1開催）

- 地域福祉推進委員活動検討会議について
- 地域福祉推進委員の活動状況について
- 役割について意見出し、キーワード探し（グループワーク）

② 第2回（R6.12.23開催）

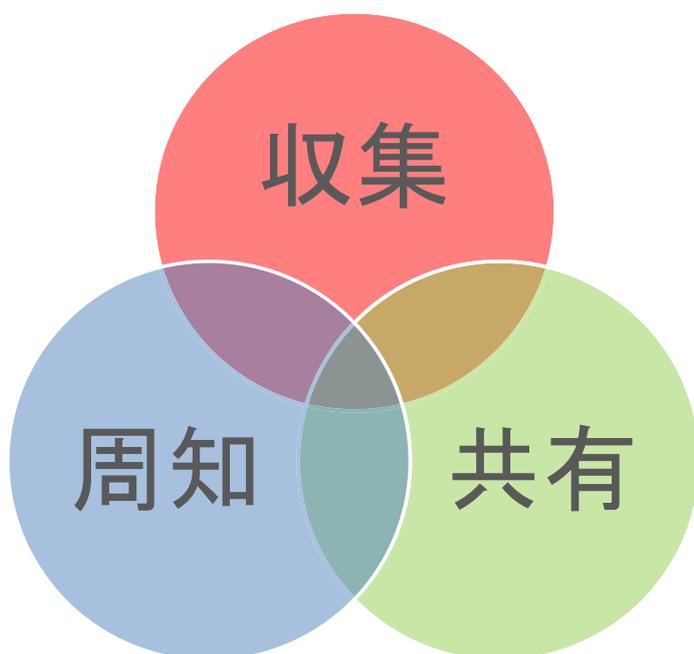
- 前回の振り返りと前回までに出された意見の取りまとめについて
- 対応策の検討（グループワーク）

③ 第3回（R7.2.20開催予定）

- 対応策の分類（対応が可能なもの・難しいものなど）、対応策の決定

検討内容の方向性①（途中経過）

【役割のイメージ図】



●収集（あつめる）

サロン・見守り・ボランティアバンク活動への関与、地域行事等への参加や住民とのコミュニケーションを図るとともに、必要に応じて地区内の関係者や専門職とサロン等に訪問するなど、情報収集や状況把握に努める。

●共有（つなぐ・つながる）

福祉事業や地域行事等への参加などを通して収集した情報や、専門職から得た情報を地区内で共有するとともに、必要に応じて会議等の場面において専門職と情報の共有に努める。

●周知（ひろめる）

地区内の関係者や専門職と情報を共有する中で、住民に対して必要な情報の周知に努める。

また、周知にあたっては、内容や方法等について、事務局と連携を密にする。

検討内容の方向性②（途中経過）

対応策の検討テーマ

① 推進委員の役割等の見直し

- 役割や位置づけの明確化が課題として挙げられる主な要因①
 - ▶ 推進委員が行う具体的な活動内容が一律に定まっておらず、地区によって推進委員が担う活動が異なる。

② 活動内容の明確化

- 役割や位置づけの明確化が課題として挙げられる主な要因②
 - ▶ どういった活動を行えばいいのか、活動のイメージが湧くような参考資料がなく、活動の物差しになるものがない。

【次回（第3回）の予定】

- ・ 推進委員の役割等の見直し案の決定
- ・ 推進委員の役割等の見直し案及び活動に関する今後の展開方法の検討
 - ▶ 上記の対応策を決定し、今後の展開方法を得ることで、検討会議終了後の具体的なアクションへとつなげていく。